

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和5年度予算 地方消費税交付金(社会保障分)	
見込み	1,532,000千円

<<社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費>> (単位:千円)

	項目		予算額	一般財源	
	款	内容		引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	4,873,942	236,910	797,517
		児童福祉事業	8,269,365	551,712	1,857,241
		生活保護事業	2,471,485	113,493	382,053
		老人福祉事業	200,947	41,380	139,299
	小計		15,815,739	943,495	3,176,110
社会保険	民生費	国民健康保険事業	850,751	100,402	337,985
		後期高齢者医療保険事業	1,857,446	362,827	1,221,392
	小計		2,708,197	463,229	1,559,377
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	15,813	908	3,057
		予防事業	491,602	111,197	374,327
		医療体制充実事業	67,292	13,171	44,337
	小計		574,707	125,276	421,721
合計			19,098,643	1,532,000	5,157,208

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。